

平成 17 年 6 月 21 日

各 位

株式会社宮地鐵工所
代表取締役社長 縣 保佑

役員の処分について

当社は、平成 17 年 5 月 23 日に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」違反（不当な取引制限）容疑により、公正取引委員会から告発され、平成 17 年 6 月 15 日には東京高等検察庁から起訴されました。また平成 17 年 5 月 26 日付で国土交通省からは行政処分（指名停止措置）を受けており、更に平成 17 年 6 月 17 日に指名停止期間の加重変更の処分を受けております。

このような事態にいたしましたことについて、株主、お客様ならびに関係各位には大変ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。このたびの事態を厳粛に受け止め、下記のとおり役員処分の決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

役員の処分

代表取締役会長	澤井 廣之	減俸 30%	3 ヵ月（平成 17 年 7 月～9 月）
代表取締役社長	縣 保佑	減俸 30%	3 ヵ月（平成 17 年 7 月～9 月）
専務取締役 経営企画本部長	宮地 達雄	減俸 20%	3 ヵ月（平成 17 年 7 月～9 月）
取締役執行役員 営業本部長	青田 重利	減俸 10%	3 ヵ月（平成 17 年 7 月～9 月）

以 上